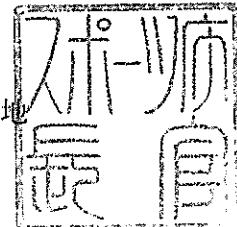


30ス 庁第474号
平成30年11月15日

日本学術会議
会長 山極 壽一 殿

スポーツ庁長官
鈴木 大地



科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する審議について（依頼）

スポーツ基本法の理念の下、スポーツ庁をはじめとする政府のスポーツ振興策は、「2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会」後を視野に入れた「第2期スポーツ基本計画」(2017~21年度)に基づき、総合的・計画的に推進されています。同基本計画は、「スポーツの価値」を追求し、「一億総スポーツ社会」の実現を目指すことを掲げ、国民のスポーツ実施率をはじめとする政策目標を示しています。また、スポーツ庁は、本年9月に「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、今後、各界の幅広い理解・協力を得て、目標達成に向けた取組を加速していく方針です。

これらの計画に基づく施策の展開に当たっては、情報社会の深化により様々な健康情報などが溢れる中で、国民ひとり一人に対し、科学的エビデンスや知見に基づいて「スポーツの価値」を普及していくことが不可欠となります。

他方、このように誰もがスポーツに親しめる社会を目指してスポーツに参画する者、関係業界が拡大・変化していく中で、最近では、スポーツ界においてパワーハラスメント、暴力行為などの問題事案が相次ぎ、スポーツ・インテグリティの確保が重要な政策課題となっています。運動部活動等における過度な練習や過酷な環境下での活動など、必ずしも合理的でかつ効率的・効果的な体力・運動能力の獲得につながらず、また学業や他の生活に悪影響が生じかねない活動を是正していく必要性についても指摘されているところです。

このような「スポーツの価値」を損ねる事態については、根底にあるスポーツ・体育界の伝統・慣習や独特の組織文化・精神文化等との関係も指摘されており、このような事態の発生のメカニズムや背景等について、より多面的な分析や検討が必要であると考えています。

また、科学技術が進展し、情報技術環境が急速に変化する中で、様々な情報機器や先端技術等を活用した新たな運動競技が開発されてきているほか、国内外で「eスポーツ」と称する活動が広がりを見せています。一方で、WHOにおいて「ゲーム障害」の扱いが検討され

る等、青少年等への心身の健康への影響が懸念されている状況もあります。

我が国の伝統技芸から先端科学技術に基づく活動までスポーツの範囲が広がりを見せる中で、「スポーツの価値」のとらえ方に影響が生じていくのか、又は「スポーツの価値」に基づいて「スポーツ」の範囲を再定義していく必要が生じるのかなど、改めて今後のスポーツの在り方について、関係各界の知見を整理しておくことが必要であると考えます。

特に「2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会」の開催が近づき、スポーツに対する社会の関心がこれまで以上に高まっている今般、これらの課題について冷静に科学的エビデンスに基づいて議論を整理していく意義は大きいと考えております。

つきましては、こうした「スポーツの価値」をめぐる政策動向や社会状況を踏まえ、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項について御検討いただきますようお願いします。

記

- 1 日常生活の中で自然にスポーツに親しむこと（「スポーツ・イン・ライフ」）が、個々人の心身の健康、体力の増進さらには学習・認知能力や対人関係力等の伸長にどのように寄与・貢献するか、ひいては、社会全体の便益（例えば医療費抑制、経済効果など）をもたらすかといった基本的問題に関する最新の科学的知見の整理
- 2 従来のスポーツ界の伝統・慣習や独特の組織文化・精神文化等との関係も含め、スポーツに参画する者、関係業界が拡大・変化していく中で「スポーツの価値」をより高めていくための科学的知見の活用といったスポーツ界と科学との関係の在り方の検討
- 3 従前、我が国のスポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等を目的・効果とした「身体活動」と通念されてきたところ（スポーツ基本法前文参照）、科学技術の進展、情報技術環境の変化が「スポーツの価値」にどのように影響するかといった今日的論点に関する科学的知見の整理
- 4 「スポーツの価値」の普及を図るスポーツ政策において、科学的知見をいかに政策に反映させるか、またE B P M (Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案) を推進していくための体制整備(スポーツ庁と関係学会との連携の在り方を含む)に関する提案